

E i w a N e w s

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

平成 25 年 6 月
(No. 095)

平成 25 年度税制改正により、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、30 歳未満の子・孫へ教育資金を拠出し、これを金融機関に信託等した場合には、受贈者 1 人あたり 1,500 万円までの金額については、贈与税が課税されないことになりました。

この制度につきましては、本誌 No.92 においてご紹介しましたが、本制度に関する Q&A が国税庁より公表されましたので、今回は、この Q&A の内容の一部をご紹介いたします。

【1】 教育資金の範囲

教育資金とは、学校等に支払う入学金、授業料その他の金銭等と学校等以外の者に支払う金銭等のうち一定のものをいいます。

なお、学校等以外の者に支払われる場合には 500 万円までが非課税となります。

(1) 学校等の範囲

本制度における学校等とは、具体的には以下のものをいいます。

- ① 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- ② 大学、大学院
- ③ 高等専門学校
- ④ 専修学校、各種学校
- ⑤ 保育所、保育所に類する施設、認定こども園
- ⑥ 外国の教育施設のうち一定のもの
- ⑦ 水産大学校、海技教育機構の施設、航空大学校、国立国際医療研究センターの施設
- ⑧ 職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校等

(2) 教育費の範囲

学校等に対して支払われたことが、学校等からの領収書等により確認できる費用が対象であり、以下のものをいいます。

- ① 入学金、授業料、入園料及び保育料並びに施設設備費
- ② 入学又は入園のための試験に係る検定料
- ③ 在学証明、成績証明その他学生等の記録に係る手数料等
- ④ 学用品の購入費、修学旅行費又は学校給食費、その他学校等における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭

学校等以外の者に支払う金銭等とは、以下のものをいい、教育のために支払われるものとして、社会通念上相当と認められるものをいいます。

- ⑤ 教育に関する役務の提供の対価
- ⑥ 施設の使用料
- ⑦ スポーツ又は文化芸術に関する活動その他教養の向上のための活動に係る指導への対価として支払われる金銭
- ⑧ ⑤の役務の提供又は⑦の指導で使用する物品の購入に要する金銭
- ⑨ ④の金銭であって、学校等が必要と認めたもの

【2】 制度適用の手続

(1) 贈与契約

贈与者と受贈者との間で、書面による贈与契約を締結します。

この場合、受贈者は、下記の教育資金管理契約を締結する日において 30 歳未満であり、贈与者は、受贈者の直系尊属（父母及び祖父母等）である必要があります。

(2) 教育資金管理契約

贈与契約締結後、金融機関との間で、教育資金管理契約を締結します。

当該契約を銀行又は証券会社と締結する場合には、贈与日から 2 月以内に、教育資金管理契約に基づき、金銭等を預金として預入又は金銭等で有価証券を購入しなければなりません。

(3) 教育資金非課税申告書の提出

教育資金管理契約締結後、受贈者は、教育資金非課税申告書を、信託がされる日、預金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、金融機関を経由して受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、教育資金非課税申告書が、金融機関に受理された場合には、その受理された日に、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

【3】 教育資金の支払

教育資金の非課税の特例の適用を受ける受贈者は、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書等を、受贈者が選択した方法ごとに定められた提出期限までに金融機関に提出しなければなりません。

(1) 教育資金を支払った後に、その支払った金額を口座から払い出す場合

… 領収書等に記載された支払日から 1 年以内

(2) 先に口座から教育資金を引出し、その後に支払を行う場合

… 領収書等に記載された支払日の属する年の翌年 3 月 15 日まで

なお、教育資金管理契約が終了した場合で、まだ提出していない領収書等があるときは、教育資金管理契約が終了する日の属する月の翌月末日までに、その領収書等を金融機関に提出しなければなりません。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。